

### 3 . 交通安全特定事業について

特定経路上の信号機については、福祉施設などの周辺地域を優先して、基本的に機器の更新時に“視覚障害者のための音響機能、高齢者や車いす使用者のための歩行者用延長機能（白杖などと連動した機器）などが設置された信号機”に切り替えていきます。

音響信号機のスピーカーは、視覚障害者の安全な横断を支援するために、横断歩道の上に設置する方式の信号機を設置していきます。

歩道上の自転車駐輪に対しては、視覚障害者誘導用ブロックの上の自転車放置の防止、横断歩道上の違法駐停車の行為の防止などの取締りの強化を図ります。また、違法駐車への防止に向けた広報、啓発活動を行います。

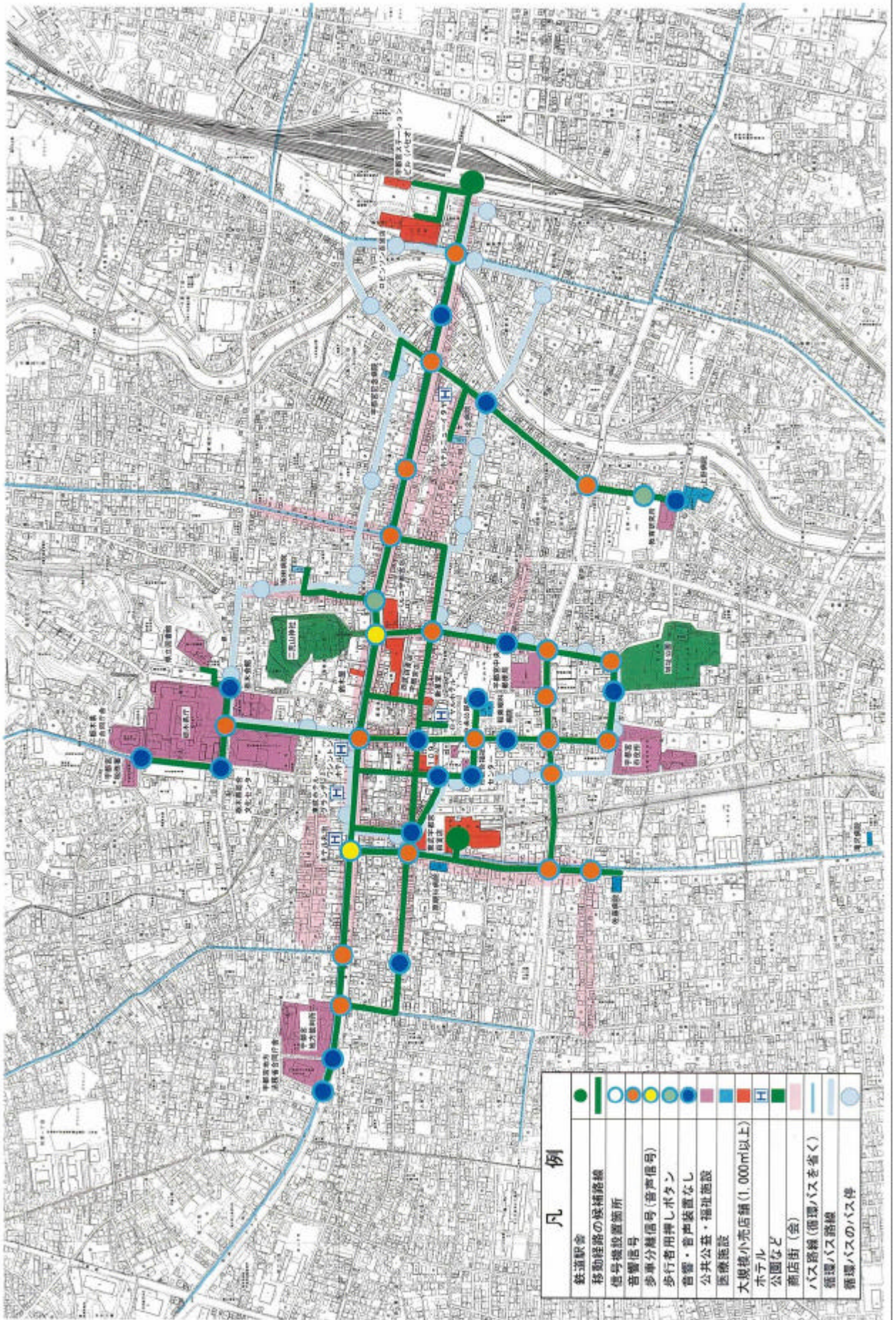
- ・ 特定経路においては、高齢者や身体障害者が円滑に移動できるように、信号機の整備や自転車などの違法駐輪に対する施策を実施していきます。
- ・ 宇都宮市の中心市街地では、高齢者や障害者などが安全に横断歩道を渡れるように、歩行者の通行を分離した信号機を設置するとともに、視覚障害者の横断を誘導するために音響信号機のスピーカーを横断歩道上に設置しており、今後このような取り組みをさらに進めていきます。

#### 横断歩道上に設置された音響信号機のスピーカー（松ガ峰2丁目交差点）



# 信号制御の現状

(平成 14 年 10 月 19 日(土)の現地調査による)



## バリアフリー化の達成目標と事業内容の整理

達成目標	事業内容	事業主体	
		公安委員会	各道路管理者
視覚障害者、高齢者や車いす使用者が、交差点をより安全に横断できるようにします	a) 視覚障害者のための音響機能、高齢者や車いす使用者のための歩行者用青時間延長機能などが設置された信号機の検討・設置(*1)		*2
	b) 道路標識及び道路標示の検討・設置		
歩道が歩きやすいように、自転車などの違法駐車を防止します	a) 自転車などの違法駐車の防止などの取り締まりの強化		(宇都宮市)
	b) 自転車などの違法駐車の防止についての広報活動及び啓発活動などの実施、協力体制の確立		(宇都宮市)

( : 改善を必要とする項目)

\* 1 ) 音を出すかは、沿道住民との調整が必要。

\* 2 ) 音響信号機の設置箇所は、宇都宮市を始めとした各道路管理者との調整が必要。